

様式第1号

論文要旨

平成22年9月1日

専攻： 企業システム	氏名： 松尾 敏行
論文題名	環境情報開示モデルの構築 —財務報告と環境報告の連携—

地球環境問題の重要性の認識が広く社会に浸透するとともに、企業の財政状態および経営成績に与える環境問題の影響もますます大きなものとなってきている。このため財務会計においても環境関連の事象をどのように処理するかが重要な問題となるのであり、実際にアメリカの一般に認められた会計原則（Generally Accepted Accounting Principles : GAAP）や国際会計基準(International Accounting Standards: IAS)では環境関連の事象を取り扱うさまざまな基準が公表されており、2008年にはわが国でも「資産除去債務に関する会計基準」が公表され、2010年度から適用されることとなった。

本論文は、財務報告において環境関連事象の企業財務への影響が適正に反映／開示されるあり方を考察・検討することを第一の目的とする。

しかしながら財務会計は、深刻化する環境問題が起こす新たな事象のすべてを適切に捕捉し切れてはいない。これはすなわち、「財務会計が従来から用意していた枠組みが、環境問題に関連して新たに生じた事象を取り扱うためにどのように適用されるべきか」が必ずしも明確ではないことによるものである。よって第一の目的のもとでは、財務会計領域において、環境問題に関連して生じた事象を捕捉するために必要な認識規準・測定規準等の適用方法の明確化もまた検討される必要があると考えられる。これについては、第3章で財務会計基準による環境関連事象の取扱いの国際的な動向を確認した上で、第4章において検討する。

しかし財務報告のみでは、環境問題が企業の業績に及ぼす影響を理解しようとするステークホルダーのニーズのすべてを満たすことはできない。そもそも環境問題に関連して生じた事象を最大限捕捉して財務諸表が作成されたとしても、財務諸表の理解のために必要な情報は環境情報だけではないし、環境問題への関心の度合いが異なる個々のステークホルダーのニーズのすべてに、財務報告が対応するのは不可能である。

よって、さまざまな関心レベルを持つステークホルダーに対して環境情報の補足がなされることが必要であり、その役割を担う可能性を持つものとして環境報告がある。現在行われている環境報告書、環境 Web 等の環境報告に財務報告を補足する役割を加え、財務報告と合わせた環境情報開示モデルの要件を示すことが、本論文の最終的な目的である。

1. 財務報告における環境情報開示の進展

1999年、UNCTAD は、意見書(Position Paper)「環境コストと負債の会計および財務報告」(以下「意見書」)を公表した。この「意見書」は、環境影響が企業会計と報告の中に引き起こす問題の大部分を一箇所に集めようとする試みの成果であり、財務諸表と関連の注記における環境取引および事象に関する会計上のベスト・プラクティスであると考えられるものに関して企業、規制当局、基準設定機関に援助を与えることを目的に作成された。

また、2001年に欧州委員会は、「企業の年次会計・年次報告における環境問題の認識、測定および開示に関する委員会勧告(2001/453/EC)」(以下「勧告」)を発行した。「勧告」は、環境問題に焦点をあてた具体的なガイダンスや会計基準がほとんどあるいは全くない中で、企業の開示した環境情報を判断し、企業間比較を可能にするための明白なルールと権威ある

ガイドラインが必要とされる状況において、「意見書」の内容を取り入れつつ、企業の年次計算書と年次報告書における環境問題の認識、測定、開示のテーマに関して更に具体的なガイダンスを与え、環境開示がより詳細で広範囲の個別環境報告書を補完するような形で年次計算書と年次報告書に組み入れられることを目的として発行されたものである。

続いて 2003 年には「会計法現代化指令(Accounts Modernisation Directive)」が発行された。これは、2005 年から EU 域内で国際会計基準／国際財務報告基準 (IAS/IFRS) が導入されたことによる加盟国の会計法の調整の必要性が生じたことによるものである。

「会計法現代化指令」は、環境問題に関しては「勧告」と一貫したものであり、財務報告の情報は、企業の事業の財務的側面に限られるべきではなく、必要に応じて企業の発展ならびに経営成績と財政状態の理解に必要な環境的・社会的側面の分析にまで及ぶべきであって、事業の経過、業績、現況の理解のために必要な範囲で、その分析は、環境問題と従業員の問題に関係した情報を含めて、特定の事業に関連した財務指標と、必要に応じて、適切な非財務指標の両方の主要な成果指標を含まなければならないとした。

このように、今や環境情報開示は「会計法現代化指令」によって取り込まれ、制度会計の枠組みにおいて実現したものとなったといえる。

2. 日本における環境情報開示—環境庁・環境省「環境会計ガイドライン」

日本において環境情報開示実務の契機となり、これに大きな影響を与えてきたのは環境庁・環境省の環境会計ガイドライン（1999～2005 年）であり、これを軸にわが国環境情報開示実務の先行分野である環境報告書における環境会計情報が形成された。同ガイドラインにおける環境会計の概念的枠組のもとで、環境設備投資と環境費用については、財務会計システムからの情報取り出しに企業ごとの巧拙はあるものの、多くの企業の自主的環境会計情報開示において実務的な対応がなされている。環境報告書等のような企業の自主的開示の枠組みの中で、財務会計データに基礎づけられた情報が用いられ、物量情報としての環境保全効果との連携がなされたことは実務上の大きな蓄積であった。

しかし「環境省ガイドライン型」環境会計の限界として、それがフローのみの体系からなりストックの概念を持たないことから環境負債等のストック量の取扱いに対応できないことが指摘できる。かかる限界の克服は財務会計上の認識によってなされるべきものである

3. 環境財務会計基準の国際的動向—財務諸表における環境情報開示

3-1.環境資産

環境資産とは、環境保全・環境修復等の目的で取得・建設・開発された資産である。IAS16「有形固定資産」（2003 年改訂版）では、有形固定資産項目の取得原価は以下の 2 要件をともに満たす場合に資産として認識される。

- (a) 有形固定資産項目に関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高い。
- (b) 有形固定資産項目の取得原価を信頼性をもって測定できる。

すなわち‘将来の経済的便益’の流入可能性と測定の信頼性により有形固定資産が認識されるのである。ということであれば、環境負荷削減／汚染予防を目的として導入される設備は必ずしも将来の経済的便益獲得を目的としないため、有形固定資産としては認識されないことになる。しかしながら IAS16 は、安全あるいは環境保全の目的で取得される有形固定資産項目について言及し、このような有形固定資産の取得は「現存する特定の有形固定資産項目の将来の経済的便益を直接増加させるものではない」としながらも、そのような安全・環境保全目的の有形固定資産が、企業が他の資産から将来の経済的便益を得るために必要な場合には資産の認識規準を満たすとしている。その理由は、そのような有形固定資産項目は、「その取得が行われなかった場合に得られたであろう将来の経済的便益を越えて、企業が関連資産から将来の経済的便益を得ることを可能とする」からである。IAS16 は、将来の経済的便益を資産の認識要件としているが、その経済的便益獲得への貢献は直接的なものには限らず、他の資産が経済的便益を得るために不可欠の貢献をする場合には、かかる間接的な貢献をもって資産の認識要件を満たすものとしている点が特徴的である。

これに対し、EITF90-8「環境汚染処理コストの資本化」は、そのコストが、まだ起こっていないが、将来の操業や活動の結果起こるかもしれない環境汚染を軽減または予防しているものであれば、回収可能であることを条件に資本化できるとした。かかる効果は、物理的な環境負荷の削減や環境リスクの低減等の環境に及ぼすプラスの効果であって、物量単位で測定されるものである。この点で EITF90-8 は資産の認識要件を IAS16 よりも拡張的に適用しているということが出来る。環境保全目的資産の価値が、一義的には将来の環境的便益の獲得能力にあることを考えれば、関連資産から得られる経済的便益を保全する「将来の経済的便益の間接的な獲得能力」をもって環境資産を認識する IAS16 より以上に、「環境的便益」（環境負荷削減、環境リスク低減）をもって環境資産を認識する EITF90-8の方が環境支出の経済的実態を反映するためには有用ということが出来る。

3-2.環境負債

環境負債とは、環境保全・環境修復等のために生じる負債であって、①債務として確定したものと②将来事象に係る偶発損失から生じるもの、の2つがある。

SFAS 5「偶発事象の会計」によれば、偶発性(contingency)とは「企業に対して可能性としての利益（偶発利益）または損失（偶発損失）をもたらす不確実性を含んだ現存の条件、状況、あるいは一組の環境である」と定義される。が、偶発損失からの見積損失の発生要件は以下の2つがともに満たされることである。

- (a) 財務諸表発行前に入手可能な情報が、財務諸表日において資産が減損したか、または負債が発生した可能性が高い(probable)ことを示している。この条件では、損失の事実を確認する一つ以上の将来事象が起こる可能性が（不確かさは残すが）高いに違いないことが暗示されている。
- (b) 損失額を合理的に見積ることができる。

これに対し 2001 年の SFAS 第 143 号「資産除去債務の会計」および 2005 年の FIN 第 47 号「条件付資産除去債務の会計」により、公正価値を合理的に見積ることができるのであれば、将来発生する可能性の程度に関わらず、すべての条件付資産除去債務を認識することが求められた。この場合に存在する資産除去活動の実施時期・方法に関する不確実性は負債認識を妨げるものではなく、負債の公正価値測定に組み入れられる。

また、IAS37 の改訂公開草案「非金融負債」（2005 年 6 月）も、蓋然性の認識基準（負債として認識するには、債務を決済するための資源の流出の可能性が高くなければならない）を廃止し、非金融負債の認識要件は以下の(a)'と(b)'がともに満たされることとされた。

(a)' 負債の定義（過去の事象から生じるエンティティの現在の債務であり、その決済のために経済的便益を有する資源がエンティティから流出すると予想される。）が満たされ、かつ

(b)' 非金融負債が信頼性をもって測定できる。

以上により負債の認識は不確実な将来事象の生じる可能性の高さとは独立して行われ、発生可能性や不確実性は公正価値による測定段階で考慮されることとされた。つまり、従来発生の可能性が高くないという理由あるいは見積りに不確実性が伴うという理由で計上されなかった環境負債が貸借対照表に計上されることにつながるものであり、環境負債の計上を阻んできた要因が克服されつつある。この動きは 2008 年 3 月 31 日、企業会計基準第 18 号「資産除去債務に関する会計基準」が公表されたことにより、わが国にも及ぶこととなった。

4. 環境関連事象による新たな資産・負債認識の可能性

4-1. 資産

ここでは、「環境的便益」の獲得を主たる目的とする資産の認識要件を検討する。

FASB および IASB フレームワークによれば、資産の本質は、将来の経済的便益の流入すなわち「企業への現金および現金同等物の流入に直接的にまたは間接的に貢献する潜在能力」であって、かかる経済的便益流入の可能性が高く (probable)、かつ信頼性をもって測定が可能であることが資産の認識要件である。

財務会計における環境資産の認識要件は、基本的に一般的な資産と同様であるが、環境保全目的資産について、「他の資産による将来の経済的便益獲得への間接的貢献」や「将来の環境汚染の軽減・予防」を資産認識要件に加えた拡張的な適用が見られるのは、環境問題の深刻化に対する社会の関心の高まりを背景にしたものといえる。これは、現状の資産認識要件のもとで環境コストが「経済的便益獲得への間接的な貢献」あるいは「(経済的便益との関わりを強めつつある) 環境的便益獲得への直接的な貢献」によって資産認識されるものである。これについて、会計基準や国際機関等のテキストにおいて、環境汚染の削減・予防等の環境保全効果があることをもって経済的便益の獲得効果に準じて取り扱い、あるいは環境的便益をもって資本化の根拠とされているものがあることが確認できる。

環境保全目的資産の最大の価値は、経済的便益の直接的な獲得にあるのではなく、将来の

「環境的便益」すなわち「環境負荷を予防・削減・修復し、または資源を保護する」効果の獲得能力にあるものであって、このような将来の環境的便益を根拠とした環境コストの資本化の理論付けが、財務会計における環境関連事象取扱いの重要な論点のひとつである。

また、環境問題の深刻さと社会における関心の高まりによって、環境問題およびそれに対する対応の如何が企業業績に与える影響の度合いが増すにつれて、企業のコスト支出に対する判断基準が変化していく可能性がある。すなわち、環境問題を単なるコスト要因としてのみ捉えるのではなく、環境への適切な対応が経済的な観点からも合理的な行動であると考えられるものである。これにより、企業内において費用支出を検討する際に、収益との対応関係が希薄であるという短所を、環境的便益との明確な関係が認められる（すなわち環境的便益の獲得の可能性が高い）という長所が補う構造ができあがっていくこととなり、企業において、環境的便益の獲得が経済的便益の獲得につながる可能性が、従来以上に高く評価されるようになっていくものと考えられる。

‘他の資産による将来の経済的便益獲得への間接的貢献’や‘将来の環境汚染の軽減・予防’が資産認識要件とされる例が現行財務会計基準に見られることもまた、環境的便益と経済的便益との結びつきが強まる過程における環境関連事象による資産の認識要件の拡張の現れであると、理論的に位置づけることができる。

4-2.負債

FASB および IASB フレームワークによれば、負債の本質は、「過去の事象から発生し、かつ将来経済的便益を有する資源が流出すると予想される現在の義務」であって、かかる経済的便益を有する資源の流出する可能性が高く(probable)、かつ、決済される金額が信頼性をもって測定されることが負債の認識要件である。

環境負債として考慮されるべきもののうち、未だ債務として確定せずに将来事象に係る偶発損失から生じるものの負債認識要件は、①損失の事実を確認する将来事象の起こる可能性が高いこと（蓋然性）、かつ②金額の合理的見積りが可能であること、であった。これに対しては、蓋然性の認識要件を公正価値による測定に組み込むことにより、負債の認識を不確実性から切り離す動きが見られる。これは、環境負債認識の障害であった時期や金額の不確実性の克服につながるものであり、不確実性が高いことからこれまで計上されなかった多くの環境関連事象に係る偶発損失からの見積損失の発生の道を開くこととなった。

また、法的債務および偶発債務における債務発生事象の発生に加えて、「推定上の債務」による負債認識の可能性を指摘できる。これは、確立されている過去の実務慣行や公表されている方針の結果、外部者に対し、企業等がその責務を履行することについて妥当な期待を抱かせた場合に発生する債務であり、U.S.GAAP の債務の概念にも含まれ、負債概念の環境領域への適用の明確化を考える際の鍵概念である。例えば、法的要求範囲を超えるレベルで環境保全を達成するために必要な環境コストを発生させる旨の企業経営者のコミットメントがあり、それが容易に撤回できない場合には、推定上の債務が負債認識の根拠となるのである。

推定上の債務による負債認識に関連して、財務会計における負債の早期計上の動きとなっていることを U.S.GAAP に見ることができるが、その背景には、環境負債をはじめとする偶発負債ならびに損失が企業の業績に及ぼす影響が増大する中で、負債の早期計上のメリットが早期計上しないことや計上が遅延した場合のデメリットを上回っているということが考えられる。よって環境問題に対する企業の誠実な対応が求められる中では、経営者が公的に公表した環境保全活動については、推定上の債務による環境負債の認識が行われるべきである。これは、負債認識において蓋然性の認識基準の制約がはずれたことに加え、さらに推定上の債務によって企業の自主的取り組みに係る環境負債を認識することが、より適切な財務諸表を実現するという理由によるものである。

5. 財務報告の拡張と環境報告との連携

環境問題に関連して財務諸表にオンバランスされる項目に関する上記の考察を受けて、以下では、財務報告における非財務情報としての環境情報開示および財務報告と環境報告との連携による環境情報開示を検討する。

5-1. 非財務情報としての環境情報開示

財務報告における非財務情報としての環境情報開示に大きな影響を及ぼした公的文書として、EU の会計法現代化指令を挙げることができる。

会計法現代化指令は、年次報告書における環境情報開示に関して、EU が行った直接的な政策的対応と位置づけられるものであり、財務報告が主要なリスクと不確実性の記述と共に、少なくともその事業の経過と業績および企業／企業グループの現況に関するバランスのとれた包括的な分析を含んだものであることを求めた。さらにその分析は、必要に応じて個別／連結年次会計において報告された金額に言及し、さらに追加の説明を提供しなければならず、また事業の経過、業績、現況の理解のために必要な範囲で、環境問題と従業員の問題に関係した情報を含めて、特定の事業に関連した財務指標と、適切な非財務指標の両方の主要な成果指標を含まなければならないものとされた（その結果、EU 加盟各国は同指令に基づく国内法整備の義務を負い、主要 7 加盟国を対象とした調査によれば、すべての国が何らかの形で財務報告における環境情報開示を求めることとなった。

このように EU では、会計法現代化指令により、環境情報開示要求が財務報告内に新設され、同指令に対する加盟各国の対応において、環境負荷情報や指標などの非財務情報開示が財務報告事項とされることとなったのである。

これに対し米国では、2010 年 1 月 27 日に、証券取引委員会（SEC）が「気候変動関連情報開示に関する委員会解釈指針」（以下「解釈指針」）を採択した。これは EU 会計法現代化指令のように新たに気候変動に関する情報開示項目を定めるものではなく、米国の財務報告における既存の開示要求に関して、それらが気候変動問題に適用されるに際しての SEC の意見を概説し、企業が連邦証券法規の下での開示義務を果たすのを援助することを目的とするものであり、気候変動関連問題が公開企業に及ぼす潜在的影響として、法規制等による温室

効果ガス排出削減費用支出などの直接的影響、価格転嫁を通じた間接的影響、気候変動の物理的影響、および気候変動と関連する製品やサービスに対する消費者の需要の変化などを挙げ、それは企業の経営上および財務上の意思決定に重大な影響を及ぼしうるものであるとして、非財務情報としての開示を求めた。

企業が解釈指針から読み取るべきことは、環境問題が企業の財政状態および経営成績に及ぼす影響は、米国において現行ルールの下でも開示対象とされるべきレベルにまで高まっていると SEC が認識しており、環境関連の新たな項目を設けなくても、従来の項目において開示されるべき影響を環境関連事象が持つに至ったということである。

これに加えて、2009 年 5 月、気候変動関連情報審議会（Climate Disclosure Standards Board:CDSB）は「報告フレームワーク」公開草案を公表した。これは、企業が主要な財務報告書類を取りまとめる際に使用する自主的な開示フレームワークであり、各国における財務報告や企業情報開示に関わる規則を補完し、投資家に有用な下記項目の情報開示を促すことを目的に策定されたものであり、IFRSs に従い財務諸表の作成及び提出を行い、これにつき監査を受ける企業を適用範囲としている。

- ・ 投資家のニーズを満たすために、財務諸表を補完及び補足する情報
- ・ 企業の経済的パフォーマンス及び見通しに影響を与えるリスクを含め、経営者が気候変動関連問題の中で何が最も重要と考えているかを投資家に伝える情報
- ・ それらの課題に対処するために企業が取っている戦略と、その戦略が成功するかどうかの可能性を投資家が分析できるようにする情報
- ・ 長期にわたり透明性が高く一貫性のある共通のアプローチに従い、企業間比較を可能にする情報

すなわち、気候変動自体が企業に与える直接的影響とこれに対応する企業の戦略の実行が業績その他に及ぼす影響、言い換えれば企業の気候変動問題への対応の良否が企業自身に及ぼす影響の両面から経営者の見解を示すことが求められている。

以上のことから、今後財務報告において企業は、環境問題が企業自身に及ぼす影響ならびに環境関連戦略の実行によってどのような環境パフォーマンスと財務パフォーマンスの獲得を目指していくのかを開示する必要性が高まり、これに関する経営者の見解を開示する場としての非財務情報の重要性が増していくものと考えられる。そこで筆者は、財務報告が非財務情報として、環境問題が事業にもたらすリスクと機会に関する経営者の認識を、投資家をはじめとする財務報告の利用者に対して情報提供すべきであると主張するものである。すなわち、環境関連の事象で、その影響が財務諸表にオンバランスされるには至らない状況であって、かつその事象に関連して存在するリスクと機会が企業の経営上および財務上の意思決定に重大な影響を及ぼす可能性があるものについては、上述の EU、SEC および CDSB 等の諸テキストを参考にして、財務報告の枠内において、かかるリスクと機会に対する経営者の認識・見解ならびに環境パフォーマンス／財務パフォーマンスに対する影響度合いを非財務情報として開示することが適当である。

このような開示により、環境関連情報のうちで、財務諸表にオンバランスされるべき項目および経営意思決定に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクと機会に関する情報については財務報告が担うこととなる。これに加えて、上記以外の情報を環境報告が補完することによって、財務報告と環境報告とが連携した形の環境情報開示の体制が完成する。以下では、かかる情報開示の体制における環境報告の役割および財務報告と環境報告を合わせた全体としての環境情報開示モデルの要件の検討を行う。

5-2. 財務報告と環境報告との連携の必要性

前節概観したような財務報告における環境情報開示の浸透の流れおよび環境報告の一般要件を踏まえて、財務報告と環境報告との連携の必要性を考えるならば、環境情報の開示に当たって、財務報告と環境報告とがそれぞれどのような役割を担うことによって環境関連項目を重視するステークホルダーにとっての情報の有用性を高めることができるかが焦点となる。財務報告とは別に自主的に行われる環境報告が必要とされるならば、その理由は何であろうか。また、かかる環境報告が財務報告と連携することによって果たしうる役割とは何か。

二種類の報告が環境情報開示のために存在すべき理由として、環境報告による財務報告の補完効果を挙げることができる。そのような補完効果としては、第一に、複数の視点からの記述による情報価値の向上がある。環境報告は、財務報告とは異なる別の重要性の判断基準によって、ステークホルダーに有用な情報を提供することができる可能性がある。もちろん財務報告において環境関連情報の開示が要求されることとなった場合にはこれに従うのは当然である。しかしながら、必ずしも環境情報は財務報告が明らかにすべき中心的項目ではないために、ステークホルダー（特に、環境関連項目を重視して企業分析に取り入れている投資家）に有用な環境情報が財務報告にもれなく開示される保証はなく、もし将来仮に一定の開示が実現するとしても、それまでには相当の時間を要するであろう。すなわち、財務報告のみではステークホルダーにとって有用な環境関連情報もれなく開示されない可能性があるために、これを補完するための環境報告が必要となるのである。そもそも財務報告では、企業の環境関連の費用および投資をそれ以外の項目と区分して開示することは重要な目的ではないことから、財務諸表上の多様な表示科目にまたがって存在する環境関連項目を合算して、環境関連項目の全体としての影響を表示することは行われていない。現時点でこのような情報を提供しているのが環境報告において広く開示されている環境会計情報である。そこでは財務情報の勘定科目を組み替えて、環境に関連するコストや投資の金額が開示され、企業の環境関連取り組みが財政状態や経営成績に及ぼす影響を判断できる情報が提供されている。

このように環境報告には、環境関連事象が企業に及ぼす影響の重要性を、財務報告における重要性の判断とは別の視点から判断して情報開示する機能があり、今後より一層の充実が期待される。この場合、環境報告が担うべき役割は、財務報告が要求する環境開示の内容・範囲を超えて、環境問題と事業との関わりを理解するために必要な情報を提供することである。その際には、環境問題とそれに対する企業の取り組みが企業財務に及ぼす影響のうち財務報

告では開示されない部分については、環境報告にその役割が期待されることとなり、かかる開示が適切に行われることで、環境問題の財務的影響および企業の環境保全活動が環境保全に貢献した内容およびその費用対効果が明らかにされる。

さらに第二、第三の補完効果として、環境報告による財務報告のバックデータとしての物量的環境情報の提供および貨幣的環境効果情報の提供がある。これらは、もともと財務会計／財務報告が取り扱っていない物量（環境負荷）情報や金額情報を、財務報告の理解のために有用な情報として環境報告が提供するものであり、これによって情報利用者にとっての企業の環境情報の有用性は、全体として増すものと考えられるものである。

第二の補完効果である物量的環境情報の提供は、環境報告による事業活動全体の環境影響の描写を通じた、財務情報の物量的バックデータの提供である。企業は、事業活動全体の環境影響を把握・描写することで、事業の中で環境負荷の大きいステージの特定と相対的なリスクの大きさの認識をしているはずである。環境関連事象が企業の財政状態・経営成績に及ぼす影響の大きさは、環境負荷の大きさと常に正比例の関係にあるわけではないもの（マネジメントの良否など他の要素も関係するため）、強い正の相関関係にあることは間違いないと考えられる。よって、環境報告が事業全体の環境影響を描写することは、企業財務への影響の大きい環境関連事象の特定・把握に有用な情報の提供であって、それ自体が財務報告の補完機能の重要な一部を担うものである。

例えば環境報告が、環境負債の発生原因となった環境負荷・環境汚染等とその修復・予防などの状況を、「OP-7：大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策／OP-8：化学物質の排出量、移動量及びその低減対策」〔環境省環境報告ガイドライン 2007年版〕などの指標として詳細に伝えることで、財務報告の利用者はそこから取り組みの進捗を示すバックデータを得ることができる。

また、土壌・地下水汚染に対する環境修復負債が計上された場合には、汚染の詳細と浄化の計画・進捗状況（現時点でなお環境基準違反が続いているか否か等）に関する情報は、企業の環境リスク（負債拡大の可能性など）を判断する上で重要なものとなる。このように、環境報告は物量的環境情報を財務報告のバックデータとして提供するという重要な機能を担うことができる。

また、第三の補完効果である貨幣的環境効果情報の提供は、物量的環境情報と同様に、もともと財務会計／財務報告が取り扱うものではない。具体的には、環境省「環境会計ガイドライン」の定める環境保全対策に伴う経済効果のうち、推定的効果および費用節減が該当する。

ここで推定的な経済効果とは、確実な根拠に基づいて算定される実質的な経済効果に対する概念であって、仮定的な計算に基づいて推計された環境保全対策に伴う収益をいい、費用節減とは、実施した環境保全活動の結果、当期において発生が回避されると認められた費用をいう。従来環境会計として企業が開示してきた推定的な経済効果の多くは収益の確実性および金額の客観性の点から不確実性が高いため、その多くは財務会計上の収益には該当しないものと考えられるが、企業がかかる収益獲得の可能性を根拠として環境取り組みを実施して

おり、それを環境保全活動の効果とみなしているのであれば、その事実および獲得の可能性のある収益の推定額を環境報告において算定方法とともに示すことは、環境取り組みが企業に及ぼす財務的影響に関心のあるステークホルダーにとって有用な情報提供となりうるものであり、財務報告に対する補完機能を果たすことができるものと考えられる。

5-3. 財務報告と環境報告の連携による環境情報開示モデルの要件

以下では、ここまで論じてきたことのまとめとして、財務報告と環境報告の連携による「制度としての財務報告を自主的開示である環境報告が補完する形の環境情報開示モデル」の要件を提示する。

企業活動における環境問題の重要性の高まりにともない、環境問題が企業の財政状態や経営成績に及ぼす影響を財務報告が描写する必要性と重要性は、今後より一層高まっていくことが予想される。環境関連事象が財務会計の認識要件を満たすに至った場合には、財務諸表上にオンバランスされることは当然であるが、たとえオンバランスに至る前の段階であっても、企業の経営上および財務上の意思決定に重大な影響を及ぼしうる等の理由から、財務報告が、投資家その他のステークホルダーが事業の経過、業績、現況を理解するために有用な環境情報を、前節で検討したように非財務情報として提供することが求められるものである。

このように財務報告が、広範な環境情報を非財務情報として取り込んでいくのに対して、これを環境報告が補完する形が、本論文が描く環境情報開示モデルの姿である。本論文でのこれまでの検討に基づいて、「制度としての財務報告を自主的開示である環境報告が補完する形の環境情報開示モデル」の要件をまとめると、以下の2点に集約される。

- ① 財務報告は、財務報告利用者が企業の状況を理解するために有用な情報を提供するために、環境関連事象のうち経営上および財務上の意思決定に重大な影響を及ぼす可能性のある情報を、非財務情報として開示する。ここで環境関連事象には、オンバランスには至らないものを含む。また現在環境報告において開示されている情報の多くは非財務情報の情報源となる。
- ② 環境報告は、自主的開示として、次の3つの機能を果たすことにより、財務報告を補完する。
 - (1) 環境関連事象が企業に及ぼす影響の重要性を、財務報告における重要性の判断とは別の視点から判断して情報開示すること。
 - (2) 事業活動全体の環境影響の描写を行うことにより、財務報告に対してするバックデータとしての物量的環境情報を提供すること。
 - (3) 環境会計等の形で、貨幣的環境効果情報を提供すること。

以上の要件を満たす環境情報開示は、財務報告が環境情報を前節で検討した非財務情報の形で取り込む一方で、環境報告が本章第3節で論じた財務報告に対する3つの補完を実行するものであって、環境問題が企業に及ぼす事業上および財務上の影響に関心を持つステークホルダーに対し、有用な情報を提供するものとなる。